

## 関係人口創出事業委託業務仕様書

### 1 業務の名称

関係人口創出事業業務委託

### 2 業務の目的

地域に多様な形で関わる関係人口の創出を推進し、地域活動や課題解決における担い手の確保により地域の変化を促すとともに、継続的なつながりが進化することで、将来的には移住定住へと繋げていくことを目的とする。

### 3 業務の内容

地域住民が都市部の住民とマッチングできる仕組みづくりを行い、本市の関係人口となるきっかけづくりを図っていく。

#### (1) おてつたび運営事業

##### ア 概要

人手不足で課題を持つ農家等と地域に興味がある若者などの参加者をマッチングさせるプラットフォームであるおてつたび（関係人口創出事業の一環として本市において令和2年度から実施）を活用し、継続的なかかわりを提供する。

##### イ 事業内容

- (ア) 農家等の掘り起こしを行う。
- (イ) 農家等がより参加しやすい仕組みづくりを構築する。
- (ウ) 農家等と参加者との連携・調整、交流企画などを実施する。
- (エ) マッチングサイトの制作、管理を行う。

##### ウ 実施時期

年2回以上実施

#### (2) 第2のふるさとづくり運営事業

##### ア 概要

都市部の住民と地域コミュニティをマッチングし、第2のふるさとづくりツアー（地域のコンテンツをパッケージ化したモニターツアー）をきっかけに地域との継続的な関わりしるを創出する。

##### イ 事業内容

- (ア) 地域のコンテンツ造成に係る事業者の掘り起こしなどを行う。
- (イ) 第2のふるさとづくりツアーの企画立案、運営を行う。

##### ウ 実施時期

年1回以上実施

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

## 5 成果物

結果を取りまとめた報告書を作成すること。

- ・ 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し）1部
- ・ 電子データ：成果品の電子データを提出すること。（PDF および Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式）

## 6 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の承認を得なければならない。

### (2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、発注者は受注者に対して、その理由を明示した文面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があったときは、当該要求について対応措置を決定し、その結果を、要求があった日から10日以内に発注者へ書面で通知しなければならない。

### (3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

### (4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

### (5) その他

仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。

## 7 著作権等

本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、竹原市に帰属するものとする。また、成果物は、竹原市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。